

# 地域包括支援センターの役割

木津川市地域包括支援センター木津東



## 目次

- 地域包括支援センターの仕事
- 介護保険制度について
- よくある相談
- まとめ



# 地域包括支援センターの仕事

地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護だけではなく福祉、医療など様々な分野から総合的に高齢者とその家族を支える機関、地域の窓口。

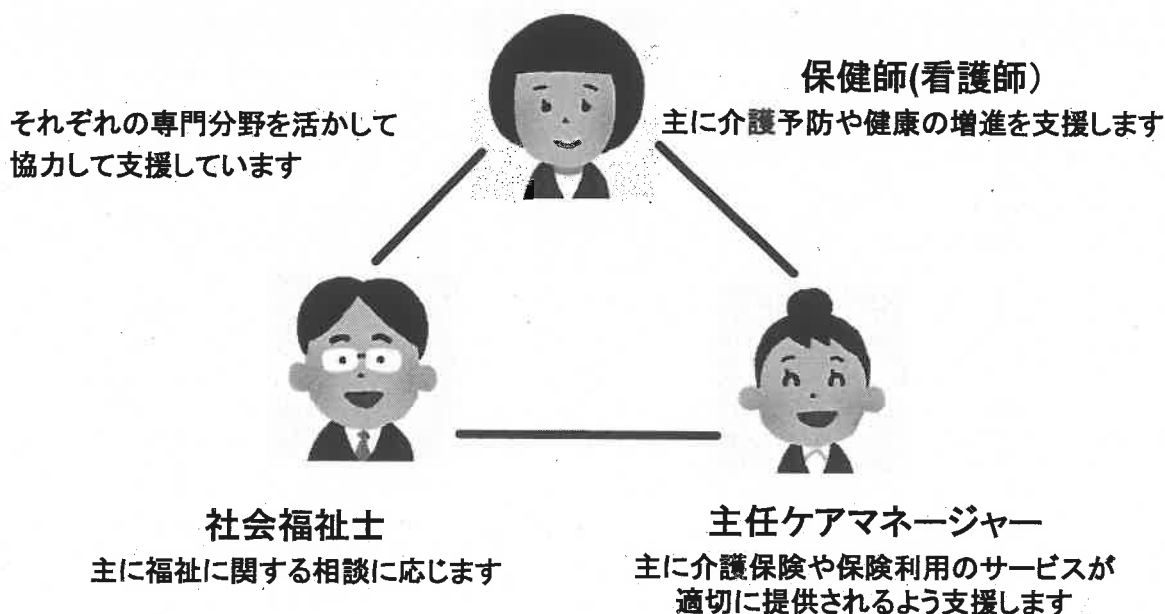
本人、家族や地域住民の悩みや相談を地域包括支援センターが中心となって適切な機関と連携し解決していきます。



## 高齢者福祉の「よろず相談所」

\* 設置主体は市区町村で、直営センターと委託センターがあります。山城南圏域では精華町、木津川市は委託、和東町、笠置町、南山城村は町村が運営しています。

包括支援センターには3つの専門職がいます。



\* 市町村によっては三職種の外に「認知症地域支援推進員」や「生活支援コーディネーター」等を配置しています。

地域包括支援センターには主に4つの機能があります。

- ① 総合相談業務事業
- ② 権利擁護事業
- ③ 介護予防ケアマネジメント事業
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

## ①総合相談

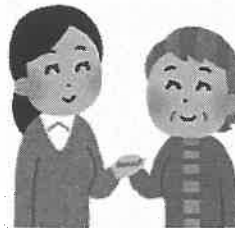
- ・ よろず相談所

高齢者に関する介護や健康・福祉・医療など生活全般の悩みや相談を受付けています。

包括に在籍している専門職がまずはお話を伺い適切な機関へ繋げていきます。  
どこへ相談していいかわからない、こんなことを相談してもいいのかと迷った時にも  
包括支援センターへ相談してください。

- ・相談は電話、来所、訪問で受付けています。

- ・相談は無料です。



## ②権利擁護事業

高齢者の皆さんが安心して日常生活が送れるよう、高齢者の権利や財産、尊厳ある暮らしを守るための相談や情報提供を行っています。

- ・「高齢者の虐待防止」や「消費者被害防止」に取り組み、実際に相談があった際には関係機関と連携しながら対応を行っています。
- ・お金や財産の管理や契約などに不安を感じている方には「成年後見制度」「日常生活自立支援事業」について相談支援を行っています。



### 高齢者虐待防止について

高齢者虐待とはその人らしく生きる権利を侵害されている状態をいいます。人は誰もが自分らしく生きる権利を持っていますが、これは介護が必要になっても、病気になっても侵害されるようなことがあってはなりません。

高齢者虐待防止法では、養護者(介護をしている人)や介護施設の従事者などによる高齢に対する虐待を「高齢者虐待」と定めています。

暴言暴力による身体的・心理的虐待だけではなく、介護放棄、経済的虐待、性的虐待等があります。

虐待がおきる原因は様々ですが、病気や障害による家庭内での人間関係や介護負担や経済的な問題などがあります。虐待は高齢者本人も介護をする人も誰もがしたくてしているわけではないということ、介護に直面する誰もが経験する問題でもあり、決して特別な物ではないのです。

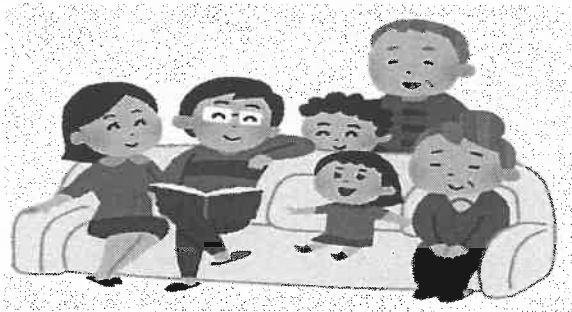
## 高齢者虐待防止について

私たちができることは、虐待は誰の身にも起こりうる身近な問題であるということを知ることです。

介護をしている方たちが疲れていないか、一人で悩んでないか、周りの温かい声かけや見守りが必要です。

もし悩んでいる方がおられたら、虐待が起こる前に、酷くなる前に包括支援センターを紹介してください。

連絡をいただいた方をお伝えすることもありますので「もしかして」と感じた時も包括支援センターまでご相談ください。



## 消費者被害防止について

近年高齢者の被害が全国的に増加しています。

警察や消費者センターと連携して様々な手口の被害状況や防止方法等を紹介しながら啓発活動を行っています。

実際に被害が発生した時にも連携して対処しています。

虐待同様、相談を受けたり気づいたりしたときには包括支援センターへご相談ください。



お金の管理や契約、判断能力に不安がある方に対し、情報提供や制度利用の支援を行っています。

- ・動けなくなったとき、お金の管理を誰に頼めばいいのか
- ・子どもがいないので施設の契約の保証人になってもらえる人がいない
- ・銀行から成年後見を利用するよう勧められた
- ・定期を解約して父親の施設のお金を払いたいが、認知症のため解約できないと言われた

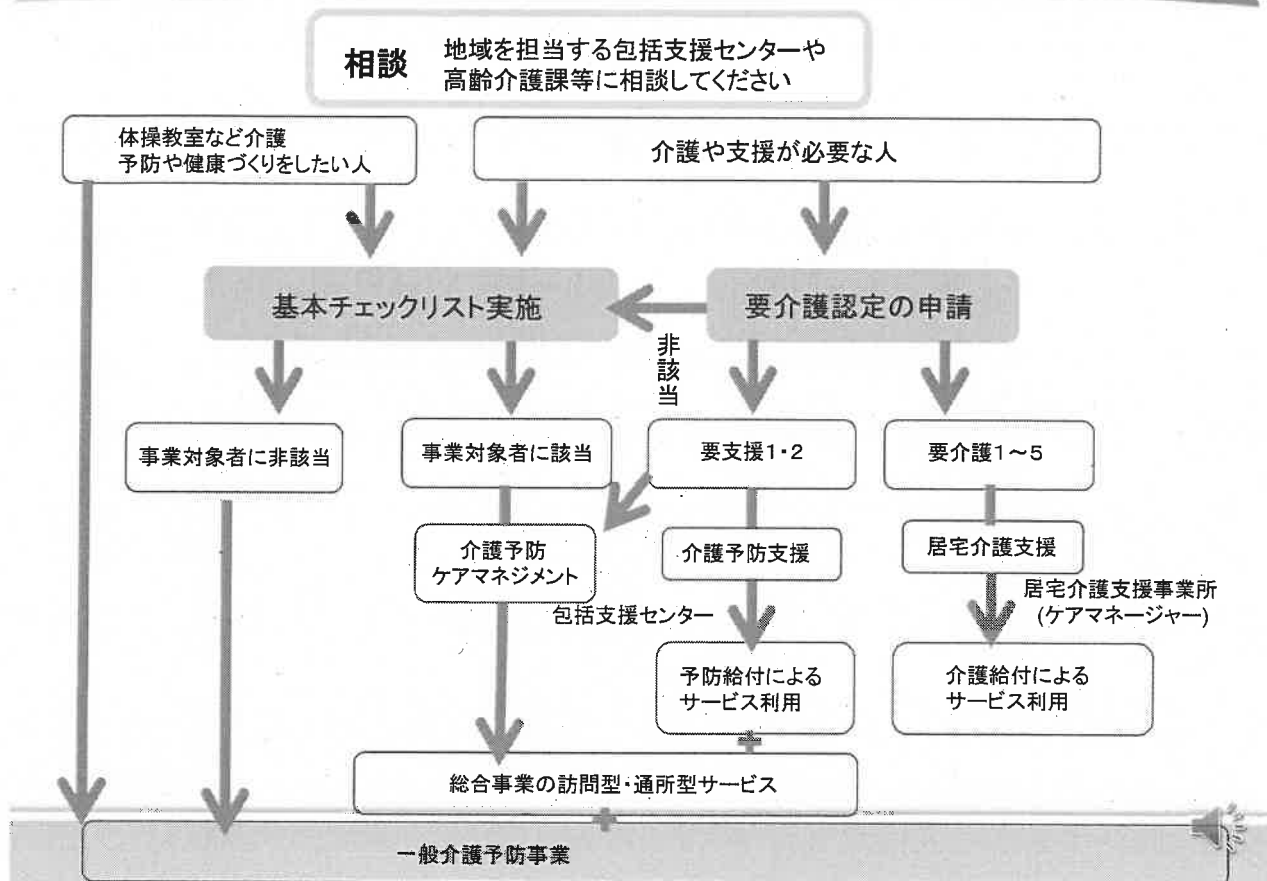


### ③介護予防ケアマネジメント

要支援認定を受けられた方、介護予防が必要と判断された方(事業対象者)のケアマネジメントを行います。サービス事業所や主治医との調整を図ったり、一緒に計画書の作成などを行います。



## 介護保険について



## 介護保険について

### サービスの種類(要介護の認定をお持ちの方)

#### 【訪問系サービス】

- \* 訪問介護・・・ホームヘルパーが居宅を訪問し身体介護や家事支援を行います  
家事支援については同居家族がいる場合は原則利用できません
- \* 訪問入浴・・・移動入浴車で浴槽を運び込み自宅で入浴介助を行います
- \* 訪問リハビリ・・・医師の指示により理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問しリハビリテーションを行います
- \* 訪問看護・・・医師の指示により看護師が訪問し健康管理や療養上の世話をを行います  
リハビリの専門職が在籍しているステーションもあります
- \* 居宅療養指導・・・通院が困難な人に医師や歯科医師、薬剤師、栄養士が訪問し療養上の管理や指導が受けられます

#### 【通所系サービス】

- \* デイサービス・・・施設で食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などの支援を日帰りで受けられます
- \* デイケア・・・介護老人保健施設や医療施設などでリハビリテーションや食事、入浴などの支援を日帰りで受けられます。



## 介護保険について

### サービスの種類(要支援の認定をお持ちの方)

#### 【訪問系サービス】

- \* 介護予防訪問入浴・・・疾病などの特別な理由がある場合に利用することができます
- \* 介護予防訪問リハビリ・・・医師の指示により理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問しリハビリテーションを行います
- \* 介護予防訪問看護・・・医師の指示により看護師が訪問し健康管理や療養上の世話をを行います  
リハビリの専門職が在籍しているステーションもあります
- \* 介護予防居宅療養指導・・・通院が困難な人に医師や歯科医師、薬剤師、栄養士が訪問し療養上の管理や指導が受けられます

#### 【通所系サービス】

- \* 介護予防デイケア・・・介護老人保健施設や医療施設などでリハビリテーションや食事、入浴などの支援を日帰りで行われます。

### 【総合事業】(市町村が行う介護予防サービス)

- \* 訪問型サービス
- \* 通所型サービス

## 介護保険について

### サービスの種類(要介護と要支援の認定をお持ちの方・共通)

- \* 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)  
介護老人福祉施設等に短期入所をして日常生活上の支援や機能訓練を受けられます
- \* 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護  
介護老人保健施設や医療施設などに短期入所をして、看護や医学的管理下での介護や機能訓練を受けられます
- \* 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者介護  
介護付き有料老人ホームなど指定を受けた特定施設で日常生活上の支援や介護を受けられます
- \* 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与  
日常生活の自立を助けるための福祉用具のレンタルが出来ます  
指定の品目が13品目あります  
車いすやベッド、自動排泄処理装置は介護度の制限があります
- \* 特定福祉用具購入費支給  
指定品目(5品目)を購入したとき、購入費が支給されます
- \* 住宅改修費支給  
手すりの取り付けや段差の解消等の住宅改修をしたとき20万円を上限に改修費が支給

福祉用具購入費、  
住宅改修費の支給には必ず事前の申請と承認が必要です



## 介護保険について

### 【施設サービス】

- \* 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)  
常時介護が必要な人が利用する施設 要介護3～5の人が入所できます
- \* 介護老人保健施設(老人保健施設)  
在宅復帰を目指す施設 要介護1～5の人が入所できます
- \* 介護療養型医療施設(療養病床等)  
長期療養が必要な人が利用する施設 要介護1～5の人が入所できます
- \* 介護医療院  
長期療養と介護を一体的に受けられる施設 要介護1～5の人が入所できます

### 【地域密着型サービス】

住み慣れた地域での生活を続けるためのサービス  
原則、住んでいる市町村のサービスのみ利用できます  
小規模のデイサービスやグループホーム等があります



## 介護保険について

前頁までが介護保険サービスの紹介ですが、話の流れで介護保険外の施設についてもお話しておきます。

- ・介護付き有料老人ホーム  
特別養護老人ホームと同様、24時間体制で介護を提供します。特定施設の認可を受けている施設では介護度に応じた介護保険の利用負担があります。
- ・住宅型有料老人ホーム  
住宅と同じ扱いで、在宅サービスを利用して生活します。
- ・サービス付き高齢者住宅  
住宅と同じ扱いで、在宅サービスを利用して生活します。



## 介護予防・日常生活支援総合事業について

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上のすべての人を対象とした、市町村が行う介護予防のための事業です。

要支援1・2と認定された方と、介護予防が必要と判断された事業対象者が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と

65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

市町村によってプログラムが変わります。詳しくは市町村や包括支援センターにお問い合わせください。

### 【介護予防・生活支援サービス事業】

利用対象者・・・要支援と認定された方、事業対象者  
訪問型サービス(生活支援、専門職の訪問など)  
通所型サービス

### 【一般介護予防事業】

利用対象者・・・すべての65歳以上の方

・事業の内容により利用対象者の条件が決められているなど、個別状況により全員が利用出来ない場合があります。

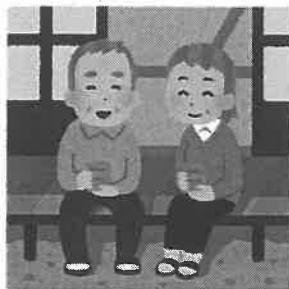
例: 木津川市では介護予防普及啓発・介護予防サポーター養成講座・元気デイサービス  
元気もりもりクラブ(運動)・元気アップ体操教室 を行っています。



## ④ 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るように  
ケアマネージャーや主治医、地域の関係機関等の連携、住宅と施設の  
連携など、地域において多職種相互の協働等により、個々の高齢者の  
状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、  
地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネージャーに対しての  
支援を行っています。

- ・住みやすい地域づくり
- ・ケアマネージャーの支援



# よくある相談

正直、何を相談したらいいのかわからないというお声を耳にします。  
どこに言ったらいいのか迷ったら包括支援センターへ相談してみてください。

- ・担当地域で気になる方がいる
- ・介護保険のことを相談されたけど・・・
- ・近所の方から「あの人が認知症かもしれない」と相談があった
- ・ゴミ出しがうまくいっていない人がいる
- ・買い物や掃除など困っているみたい
- ・高齢になってこられて障害のある子どもさんのお世話できているかな

こういう人がいることを知っておいて欲しい、一緒に行って制度の説明をしてほしい、さりげなく訪問してほしいなど、どんなことでも構いません。

気軽に地域包括支援センターへご相談ください。



## まとめ

私たち包括支援センターは専門職として地域の皆さんが暮らした地域で元気に過ごせるようサポートさせていただくのが仕事です。ただ困りごとがないと地域包括支援センターにたどりつくことができないのも現状です。市町村のセンターそれぞれだとは思いますが、まだまだ認知度は低いのではないかと感じています。

今回、機会をいただいて民生児童委員の皆さまに包括支援センターの仕事をお伝えすることができました。今後ともお力添えをいただき、一人でも多くの方が何かあったときに「包括支援センターに相談しよう」と思い出していただけるよう努力していきたいと思っております。何卒よろしく願いいたします。

昨今のコロナウィルスの影響でどのセンターも周知活動を縮小せざるをえない状況です。ウェブや書面などで形を変え、皆さんが気軽に相談していただけるよう努力しておりますが、やはり早く皆さんの顔を見て声を聞いていきたいと切に願っております。



最後になりましたが、皆様の健康とご多幸をお祈りして  
「地域包括支援センターの役割について」を終了します。  
ありがとうございました。

